

## 地域間幹線系統の運賃改定について

## 〈協議事項〉

アルピコ交通(株)の長野市中心市街地の運賃改定に伴い、同区間を運行する地域間幹線系統の運賃を改定するもの

## 該当路線

高府線 【アルピコ交通(株)】  
新町大原橋線 【アルピコ交通(株)】  
県道戸隠線 【アルピコ交通(株)】  
鬼無里線 【アルピコ交通(株)】  
綿内屋島線 【長電バス(株)】  
須坂屋島線 【長電バス(株)】  
牟礼線 【長電バス(株)】

## 改定運賃

「普通旅客運賃表」のとおり

## 運賃の改定日

令和4年2月1日(火)

## 地域間幹線系統

地域間交通ネットワーク(※1)の中で、平日1日あたりの計画運行便数が3回以上、乗車人数が1日15人~150人、経常赤字、生活交通ネットワーク計画に記載されているなどの一定の条件を満たす路線バス。

※1 地域間交通ネットワーク

複数市町村をまたがる地域間幹線バス系統(※2)。

※2 地域間幹線バス系統

複数市町村にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上の路線バス。